令和7年度

小規模企業者省エネルギー設備導入補助金

－ 手続きの手引き －

桐生市は、環境先進都市の実現に向けた取組の一環として、小規模企業者が省エネルギー設備を導入する際に費用の一部を補助します。



【群馬県環境GS認定制度・省エネ診断のご相談先】

群馬県地球温暖化防止活動推進センター

〒３７６－０８５４　前橋市大渡町１―１０－７　群馬県公社総合ビル６階

電話：０２７－２８９－５９４４　　ＦＡＸ：０２７－２８９－５９４５

・群馬県環境GS制度の認定を受けている又は受ける必要があります。

・補助制度の応募申請採択後、省エネ診断を受ける必要があります。

※頂いた連絡先に、補助金に関わるセミナーのご案内を送付する場合があります。

**その他**

【申請書類等提出・問合せ先】

桐生市市民生活部ＳＤＧｓ推進課ゆっくりズムのまち桐生推進担当

〒３７６－８５０１　桐生市織姫町１番１号

電　話：０２７７－３２－４２００

ＦＡＸ：０２７７－４３－１００１

省エネルギー効果が見込まれる以下の補助対象物の買替えを年度内に実施する場合、補助金を交付します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象物 | 補助率 | 補助上限額 |
| 空調設備 | 導入経費の１／３ | ２０万円 |
| ＬＥＤ照明器具(光源部のみの交換は対象外) |
| その他設備 |

※導入経費とは、設備・機器本体、部材の購入及びこれらの取付工事に係る費用とします。ただし、機器の運転に直接必要の無い付属品及びそれに係る工事費等は除きます。

なお、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

**補助対象**

**及び**

**補助金額**

**補助件数**

１０件程度（予算の範囲内で先着順）

補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

①桐生市内に事業所（工場、商店、事務所等）を有すること

②市税を滞納していないこと

③中小企業基本法における小規模企業者であること

④補助金の交付年度内に、事業の用に供するため、市内の事業所に補助対象物を新品で買替え、環境負荷の削減を図ること。ただし、事業所の新設・移転あるいは建て替えに伴うものを除く。

**対象者**

**制　度　概　要**

受付期間：令和７年５月１日（木）から令和８年１月３０日（金）まで

受付場所：ＳＤＧｓ推進課（市役所３階）

受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分

**※先着順で受付けます。**

**※郵送では受付けできません。**

**※土曜・日曜・祝日・年末年始は受付けできません。**

**※設備導入着手前に応募申請が必要です。**

**応募申請**

**受付**

＜　目　次　＞

 ページ

１．補助事業の流れ １

２．補助対象者 ２

３．補助対象物 ２

４．補助率・補助上限額 ２

５．補助対象経費 ２

６．申請に必要な書類 ２

７．採択決定 ３

８．交付決定 ３

９．完了報告 ３

１０．補助金額の確定 ４

１１．補助金の請求 ４

１２．補助金の交付 ４

１３．管理 ４

１４．補助事業を中止または変更する場合 ４

１５．補助金交付の取消し・補助金の返還 ４

１６．その他 ５

・同意書

**１．補助事業の流れ**

* **事前に群馬県地球温暖化防止活動推進センター（電話０２７-２８９-５９４４）へ
ご相談ください。**

|  |
| --- |
| **令和７年度小規模企業省エネルギー設備導入補助金（桐生市環境都市推進補助金）の流れ** |
| **申　請　者** | **桐　生　市** | **備　　考** |
| **補助金応募申請書****（様式第３号）****※令和８年１月３０日（金）までに提出してください。****※事業完了後３０日または令和８年３月３１日（火）のいずれか早い日までに提出してください。****※採択後６０日以内または令和８年２月２７日（金）のいずれか早い日までに提出してください。****受　領****設備導入****受　領****受　領****補助金交付申請書****（様式第５号）****完了報告書****（様式第８号）****補助金交付請求書****（様式第１０号）****補助金の受領** | **審　査****補助金額の確定****の可否****補助金交付の可否****の可否****審　査****受　付****審　査****採択の可否****受　付****受　付****受　付****補助金交付** | **※「手続きの手引き」、「補助金交付要綱」をよく　ご確認ください。****※応募申請するには、事業者として群馬県環境GS制度の認定を受けていること、もしくは申請中であることが必要となります。****※交付申請するには、省エネ診断の受診が完了している必要があります。****※書類審査、必要に応じて現地確認を行います。****※申請内容に不備がなければ、申請から20日程度で交付等の可否を通知します。****※書類審査、必要に応じて現地確認を行います。****※報告内容に不備がなければ、完了報告から20日程度で補助金額の確定を通知します。** |

**２．補助対象者**

**補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者です。**

**①桐生市内に事業所（工場、商店、事務所等）を有すること。**

**②市税を滞納していないこと。**

**③中小企業基本法（昭和38年法律第154号）における小規模企業者であること。**

**④補助金の交付年度内に、事業の用に供するため、市内の事業所に補助対象物を新品で買替え、環境負荷の削減を図ること。ただし、事業所の新設・移転あるいは建て替えに伴うものを除く。**

※小規模企業者とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては、5人）以下の事業者をいいます。

**３．補助対象物**

省エネ診断の結果に基づき、エネルギー削減効果のある次の補助対象物を新品で買替える場合、補助の対象となります。

※事務所の新設・移転・建て替えに伴うものは対象外です。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象物 | 空調設備 |
| ＬＥＤ照明器具（蛍光管からＬＥＤランプへの交換等、光源部のみの交換は対象外） |
| その他設備等 |

**４．補助率・補助上限額**

補助率・補助上限額は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助率 | 補助上限額 |
| 補助対象経費の１／３ | ２０万円 |

**５．補助対象経費**

補助の対象となる経費は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 設備・機器本体、部材の購入費用（消費税含む） |
| 上記の取付工事に係る費用（消費税含む） |

※機器の運転に直接必要の無い付属品の購入費用 及び それに係る工事費用等は対象外です。

**６．申請に必要な書類**

**１．応募申請時に必要なもの**

事前に群馬県地球温暖化防止活動推進センターにご相談いただき、次の書類をＳＤＧｓ推進課（市役所３階）へ直接提出してください。

※群馬県環境ＧＳ認定制度については、群馬県地球温暖化防止活動推進センターが案内します。

※提出していただく書類は返却できません。必要な場合はあらかじめ写しをお取りください。

※令和８年１月３０日（金）までに提出してください。

【ご相談窓口】　群馬県地球温暖化防止活動推進センター

〒３７６－０８５４　群馬県前橋市大渡町１－１０－７　群馬県公社総合ビル６階

電話：０２７－２８９－５９４４　　ＦＡＸ：０２７－２８９－５９４５

|  |  |
| --- | --- |
| 書　類　名 | 備　　考 |
| 環境都市推進補助金応募申請書 | 様式第３号 |
| 群馬県環境GS認定書の写し又は申請書の写し | 申請書の写しを提出した場合、完了報告書提出時までに認定書の写しを提出してください。 |
| 事業所の案内図 | 住宅地図等 |

**２．交付申請時に必要なもの**

省エネ診断（窓口：群馬県地球温暖化防止活動推進センター）を受けた後、次の書類をＳＤＧｓ推進課（市役所３階）へ直接提出してください。

※提出していただく書類は返却できません。必要な場合はあらかじめ写しをお取りください。

※採択決定後６０日以内又は令和８年２月２７日（金）のいずれか早い日までに提出してください。

※申請に係る審査のため、市が申請者の市税等の納付状況等について確認することを予めご了承ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 書　類　名 | 備　　考 |
| 環境都市推進補助金交付申請書 | 様式第５号 |
| 省エネルギー設備導入 事業計画書 | 指定の様式 |
| 省エネ診断結果報告書の写し |  |
| 法人の登記事項証明書 | 履歴事項の全部事項証明書 |
| 又は 開業届出書 等事業者であることを証する書類の写し | **※発行後３か月以内のもの** |
| 設備を導入する事業所建物の登記事項証明書 | 全部事項証明書**※発行後３か月以内のもの** |
| 設計図、構造図 又は 配置図 |  |
| 施工前の現状写真 |  |
| 補助対象経費が確認できる契約書又は これに代わるもの |  |
| 導入設備の仕様等がわかるもの |  |
| 同意書 | 設備を導入する事業所について、申請者以外の所有者がいる場合 |

**７．採択決定**

補助金応募申請書の内容を審査し、補助金の採択を決定したときは、補助金採択決定通知書（様式第４号）により申請者に通知します（採択できない方にも不採択決定通知書を通知します）。

※不備がなければ、申請日から２０日程度で採択の可否を通知します。

**８．交付決定**

補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第７号）により申請者に通知します（補助金を交付できない方にも不交付決定通知書を通知します）。

※不備がなければ、申請日から２０日程度で交付等の可否を通知します。

**９．完了報告**

補助金交付決定を受け、省エネルギー設備導入を実施、完了したときは、速やかに次の書類をＳＤＧｓ推進課（市役所３階）へ提出してください。

※事業完了後３０日以内又は令和８年３月３１日（火）のいずれか早い日までに提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 書　類　名 | 備　　考 |
| 環境都市推進補助金完了報告書 | 様式第８号 |
| 領収書等の写し | 補助対象経費が確認できるもの※補助対象経費と領収金額が異なる場合は、領収書に内訳を記載するか、内訳書を添付するよう、発行者に依頼してください。※現金、振込、ローンなど、いずれの支払方法であっても必要です。 |
| 施工後の写真 |  |
| 完成図面 | 設計図、構造図又は配置図 |

**１０．補助金額の確定**

完了報告書の内容を審査し、補助金額を確定したときは、補助金額確定通知書（様式第９号）により申請者に通知します。

※完了報告書に不備がなければ、完了報告日から２０日程度で補助金額の確定を通知します。

**１１．補助金の請求**

補助金額の確定を受けたときは、速やかに次の書類をSDGs推進課（市役所３階）へ提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 書　類　名 | 備　　考 |
| 環境都市推進補助金交付請求書 | 様式第１０号 |

**１２．補助金の交付**

補助金交付請求書が正確に記入されている場合は、請求書受領後、概ね１か月を目安に申請者の指定する口座に振込みます。（通帳記帳などにより入金の確認を行ってください。）

**１３．管理**

補助金の交付決定を受けた方は、その補助対象設備を善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な運用を図らなければなりません。

**１４．補助事業を中止または変更する場合**

中止または変更の手続きが必要ですので、ＳＤＧｓ推進課(０２７７－３２－４２００）へ連絡してください。

**１５．補助金交付の取消し・補助金の返還**

虚偽その他不正な行為により補助金の交付決定を受けた場合、補助金を他の用途に使用した場合、または交付要綱の規定に違反した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

このとき、既に補助金が交付されている場合は、補助金の全部または一部の返還を求めます。

**１６．その他**

・補助金の交付にあたっては、必要に応じて現地調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

・申請手続を第三者に依頼したことによるトラブル等については、一切責任を負いません。

　　　年　　月　　日

（宛先）桐生市長

（建物所有者・共有名義人）　住　　所

（ふりがな）

氏　名

電話番号　　（　　　　）　　　　－

同　　意　　書

このたび、桐生市小規模企業者省エネルギー設備導入補助において、補助対象となる設備を設置した建築物は、私の所有に係るものであるため、以下の申請者に対し、善良な管理業務を果たすことを条件に、当該建築物における設置について同意します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所の住所（申請者（設置者）の住所） | 桐生市 |
| 申請者（設置者）の名称 |  |